

太宰府市『赤ちゃんの駅』事業実施ガイドライン

本ガイドラインは、太宰府市における「赤ちゃんの駅」事業実施にあたり、標準的な運用方法を定めたものである。

「赤ちゃんの駅」設置については、各施設において、設置状況、利用条件等が異なるため、利用者は、各施設の施設管理者が示す利用条件のもとで、各施設の施設管理者の指示に従い、利用するものとする。

1 事業目的

乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、授乳やおむつ替えができる施設を持った施設のうち、本ガイドライン「事業概要の（２）対象施設（３）事業内容」に定める基準を満たす施設を「赤ちゃんの駅」として登録する。

「赤ちゃんの駅」として登録した施設には、目印となるステッカー及び希望されるところはのぼり（以下ステッカー等という）を掲示し、外出中の親子が気軽に授乳やおむつ替えができるような環境づくりに努める。

2 事業概要

（１） 利用対象

原則として、乳幼児（概ね３歳未満の児童）連れの保護者等で、利用は、授乳及びオムツ替えの場合に限る。

（２） 対象施設

市内の公共施設または民間施設で青少年の健全育成を妨げるおそれのある施設（１８歳未満の利用が禁じられている施設等）でないものとする。

（３） 事業内容

「赤ちゃんの駅」では、次の①～③はのうち、いずれかを提供する。希望者が無料で安心して利用できることとする。

① 授乳の場の提供

- ・授乳のための場所（四方を隔壁で仕切られた部屋、パーテーションなどで仕切られたスペースなど、利用者が外部の目を気にせずに授乳ができる場）を提供する。
- ・使用するスペースは、衛生面に配慮し、定期的に清掃を行う。

② おむつ替えの場の提供

- ・おむつ替えをするための場所を提供する。使用するスペースは、衛生面に配慮し、定期的に清掃を行う。
- ・おむつ交換台を備えている場合は、転落事故防止に十分配慮するなど、子どもの安全に努める。
- ・紙おむつなどのごみは利用者が持ち帰るものとする。

③ ミルク用お湯の提供（ミルク用のお湯を提供する施設のみ）

ミルク用のお湯は、厚生労働省のガイドライン（平成１９年６月５日 食安基第０６０５００１号、食安監第０６０５００１号 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長、監視安全課長）に従い、７０℃以上に保ち、沸かしてから３０分以上放置していないものを提供する。

（４） 事業実施日及び時間

- ① 事業の実施日や時間は、登録施設が登録時に決定する。
- ② 登録施設の施設管理者の判断で、臨時的、若しくは一時的に事業を実施しないことができる。

（５） 登録施設の表示

- ① 登録施設は、表示用のステッカー等を利用者の目につきやすい場所に掲示する。
- ② ステッカー等の掲示及び管理は、施設管理者が行う。
- ③ ステッカー等については、市が用意する。

（６） 利用の制限等

登録施設の管理者は、「赤ちゃんの駅」の利用者が、次の各号の一つに該当すると認めるときは、その利用を拒み、もしくは制限し、又は退去を命ずることができる。

- ① 登録施設にとって、安全性の確保や適正な衛生管理を行ううえで、重大な支障があると認められるとき
- ② 利用者が、登録施設の施設管理者の指示に従わなかったとき
- ③ その他、施設管理上の支障があるとき

3 登録方法

「赤ちゃんの駅」として登録する施設の管理者は、太宰府市「赤ちゃんの駅」登録申請書（様式第1号）を市長（子育て支援センター）へ提出する。

承諾書の内容及び現地を確認のうえ、登録基準を満たすと認める場合は、太宰府市「赤ちゃんの駅」登録台帳（様式第2号）に記載する。

登録された施設に対し、「赤ちゃんの駅」ステッカー等を配布する。

4 登録の有効期間

登録事業の有効期間は、登録の日から当該登録の日の属する年度末までとする。ただし、申し出がない場合は、年度毎に自動更新とする。

5 登録の変更・解除

登録施設の管理者は、登録申請書に記載した事項に変更が生じる時、又は、登録を解除しようとするときは、太宰府市「赤ちゃんの駅」登録内容変更・解除届（様式第3号）を市長（子育て支援センター）に提出しなければならない。登録解除を希望する時は、「赤ちゃんの駅」ステッカー等とともに解除届（様式第3号）を提出する。

市長は、登録施設の管理者又は登録施設が法令に違反した時、「赤ちゃんの駅」として、登録基準を満たさないことが明らかになった時、又は「赤ちゃんの駅」として適当でないと認めるときは、登録を解除することができる。

6 普及・啓発

市は、広報やホームページ等への掲載などにより、登録施設について情報提供を行い、登録事業を広く市民に周知するものとする。

7 施設の確認等

市は登録施設に対して、必要に応じて本事業の実施状況について確認することがある。

8 個人情報の保護（※利用時に氏名等を特定する施設のみ）

(1) 登録施設の管理者は、個人情報（太宰府市個人情報保護条例（平成16年太宰府市条例17号）第2条第2項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(2) 前項の取り扱いにあたっては、個人情報保護法や太宰府市個人情報保護条例など関係法令を順守しなければならない。

9 委任

このガイドラインに定めるもののほか、「赤ちゃんの駅」事業実施にあたり必要な事項は市長がこれを定める。

付則 このガイドラインは、平成 年 月 日から施行する。